

静岡県立特別支援学校施設整備規準
(計画・設計編)

令和4年1月

静岡県教育委員会教育施設課

目次

はじめに.....	1
第1章 総則.....	2
第1 目的.....	2
第2 適用範囲.....	2
第3 学校施設のめざす姿.....	2
第2章 企画、基本計画及び実施計画.....	3
第1節 校地計画.....	3
第1 校地環境.....	4
第2節 配置計画.....	4
第1 敷地の有効活用利用.....	4
第2 校舎、屋内運動施設.....	5
第3 屋外運動施設.....	5
第4 プール.....	6
第5 その他の屋外施設.....	7
第3節 平面計画及び各室計画.....	7
第1 基本的事項.....	7
第2 教室等の面積.....	8
第3 仕様水準.....	8
第4 学習関係諸室.....	8
第5 屋内運動施設.....	10
第6 管理関係諸室.....	11
第7 共用空間.....	12
第8 施設開放のための空間.....	13
第4節 建築設計.....	14
第1 基本的事項.....	14
第2 構造体の設計.....	14
第3 非構造部材の設計.....	14
第5節 設備設計.....	15
第1 基本的事項.....	15
第2 照明設備.....	15
第3 電力設備.....	15
第4 情報通信設備.....	16
第5 給排水設備.....	16
第6 冷暖房設備.....	17
第7 換気設備.....	17
第8 防災設備・放送設備等.....	17
第6節 カーボンニュートラルへの対応.....	17
第1 基本的事項.....	17
第2 太陽光パネル設置対応.....	18
第3章 整備の具体的手法.....	18

はじめに

静岡県教育委員会では、学校施設の老朽化対策を実施するため、平成29年度に「静岡県学校施設長寿命化整備指針」、令和元年度に「静岡県学校施設中長期整備計画（個別施設計画）」を策定した。

一方、近年の児童生徒数の増加による施設狭隘化・通学負担に対応するため、平成29年度に「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」を策定し、静岡県の目指す特別支援教育及び「共生・共育」の更なる推進を目指している。

本整備規準は、静岡県学校施設中長期整備計画の一部として、県立特別支援学校の新規整備及び建替え時の施設整備の規準を示すものである。

今後の学校施設整備は、文部科学省の「特別支援学校施設整備指針」及び「特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）」に留意しつつ、児童・生徒等の安全で衛生的かつ快適な教育環境を確保するため、上記計画及び本整備規準に基づき老朽化対策及び新規整備等を実施する。

なお、本整備規準は、将来的な学習環境の変化に伴い、随時適正に見直しを図っていくものである。

附則

本整備規準は、令和4年1月から適用する。

第1章 総則

第1 目的

この整備規準は、学校施設の整備に当たり、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、特別支援学校の施設整備として必要な規準を示し、計画や設計の目安とするとともに、具体の整備の進め方について規準として定めたものである。

第2 適用範囲

この整備規準は、特別支援学校の建替えや新築において適用する。改修や修繕においては、これを準用する。

第3 学校施設のめざす姿

施設整備に際しては、次の点に配慮する。

(1) 安全・安心でユニバーサルな学校施設

学校施設は、常に安全で安心して児童・生徒が教育を受ける場である。一方、災害時は、公共施設として地域住民が利用する場となることもある。このため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインとし、以下の項目に配慮する。

- ① 堅牢な建物（耐震性の確保）
- ② 長寿命化
- ③ 防犯事故対策
- ④ メンテナンス性
- ⑤ 移動快適性

(2) 学習意欲が向上する快適な学校施設

障害のある児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した施設環境づくりを基本とする。

また、児童・生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画する。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するため、以下の項目に配慮する。

- ① 明るく暖かな空間
- ② 快適で清潔な空間
- ③ 落ち着いたデザイン

(3) 地域に開かれ、地域と調和する学校施設

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を果たすことができるような施設環境づくりを基本とする。また、障害者等の学習・相談等の場、障害のある児童・生徒への理解を深めるための場、地域住民の生涯にわたる学習の場、さらに、まちづくりの核として、地域と連携した施設環境を整備する。

また、地域の避難所又は緊急避難場所としての役割を果たすこと、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画するため、以下の項目に配慮する。

- ① 地域の歴史や文化に沿った景観
- ② 地域への施設開放
- ③ 災害時への対応機能

(4) 省エネルギーで環境にやさしい学校施設

空調等により教育環境を整えるだけでなく、ランニングコストを少なくし、児童・生徒の地球環境問題への関心を高めるため、以下の項目に配慮する。

- ① 外皮の断熱化
- ② 自然換気設備の採用
- ③ 省エネ機器等の採用
- ④ カーボンニュートラルへの対応

(5) 教育環境の変化に柔軟に対応できる学校施設

今後の学校教育や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とするため、以下の項目に配慮する。

- ① 効果的・効率的な施設整備
- ② 可変性のある施設整備
- ③ 汎用性のある施設・設備

第2章 企画、基本計画及び実施計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

新たに学校の敷地を選定する場合は、可能な限り以下の条件を満たす場所を選定する。

また、新規整備等の際は、総量適正化、財政負担、迅速性、地球環境等の観点から踏まえ、既存校地及び県有地等を優先し、以下の条件を参考に選定する。

- (1) 地震、津波、土砂災害等の様々な災害に対して、できるだけ安全な場所であり、建物、屋外運動施設等を安全に設置できる地形、地質及び地盤であること。
- (2) 可能な限り自然の地形を生かした土地で、平坦で整形であること。なお、造成が必要な場合も、可能な限り自然の地形を生かし、費用も過大とならない工夫をする。
- (3) 取得が容易で、建築上の法規制等が少ない土地であること。
- (4) 学校施設として、必要な施設を整備できる面積であること。
- (5) 騒音、ガス等の発生や交通事故の危険性の少ない安全な環境であること。
- (6) 教育上ふさわしい環境であること。
- (7) 周辺道路がスクールバスの運行に適する環境であること。
- (8) 建設費用や総エネルギー使用量の縮減、「もの」を大切にするという教育的な側面からも、高等学校等の既存施設等を特別支援学校に転用することを検討する。

第2節 配置計画

第1 敷地の有効活用利用

- (1) 建替え時は、学校施設全体の総量適正化を考え方の基盤として、建物配置分散度を用いて、建物の適正配置を考慮する。
- (2) 建替え時は、学校敷地内のグラウンド等他の施設を含めた全体施設を対象とし、将来に亘っての利用計画（グラウンドプラン）を考慮した上で、適正な場所に適正な規模の建物を配置する。
- (3) 建物周辺には外壁改修時等に仮設足場等の設置できる空間を確保するなどメンテナンス性を考慮する。
- (4) 将来の増改築等に柔軟に対応し、必要に応じ弾力的に利用できる空間を確保する。
- (5) 建替え時には、費用が掛かる上に授業等への影響も大きい仮設校舎を原則使用しない配置を検討する。

- (6) 仮設校舎の使用は、障害の程度に応じた適切な学習環境の確保、費用等を十分に勘案し、採用を検討する。
- (7) 児童・生徒等の動線や、スクールバス、自動車、自転車等の車両の動線を合理的に設定できるような配置計画とする。
- (8) 寄宿舎を設ける場合は、校舎との連絡や良好な環境条件の確保などに十分配慮した適切な配置計画とし、校舎との一体整備も検討する。

第2 校舎、屋内運動施設

- (1) 児童・生徒等の移動距離やエネルギーロスを少なくし、建設・維持管理費用が低廉となるように、校舎間及び体育館との距離を短くコンパクトな配置とする。
- (2) 校舎等は、外部騒音の影響を可能な限り避け、屋外運動施設や周辺住宅等への日照、通風等に配慮した配置とする。
- (3) 児童・生徒等の動線と車両の動線が、可能な限り交錯しない配置とする。
- (4) 児童・生徒・教職員及び訪問者等が緊急時に避難しやすい配置とする。
- (5) 屋内運動施設は災害時には防災拠点としての役割を持つこともあるため、避難者が利用しやすい配置とする。
- (6) 校舎を建替える場合は、既存校舎等と可能な限り各階の床の高さ（F L）を合わせ、バリアフリー化を図る。
- (7) 屋上のメンテナンス（点検、清掃、修繕工事等）が容易にできるよう工夫し、校舎屋上へは教職員が階段で安全に昇降できるようにする。
- (8) 計画保全や修繕工事に必要な空間と動線を確保する。
- (9) 施設等の開放を円滑にできる施設配置を検討する。
- (10) 将来的な校舎の建替え等を見据えた配置計画を検討する。
- (11) 主要な階段は誰もが使用しやすい寸法等で計画する。
- (12) 屋内運動施設等の金属屋根の屋上点検が容易に行えるように、昇降設備や安全帯の取付設備の設置を検討する。
- (13) 新規に整備する校舎は、日常及び緊急時の移動等を考慮して計画し、児童・生徒等が長時間過ごす教室等は、可能な限り低層部への配置を検討する。

第3 屋外運動施設

- (1) グラウンド、遊具等は、児童・生徒の障害の特性等を考慮しつつ、運動の種類、利用形態等に応じ必要な機能を確保するように、方位や形状に留意して、良好な日照、通風等を確保し、可能な限り周辺に砂塵、騒音等の影響を及ぼさないよう配置する。

- (2) 各施設は、校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とし、施設開放への対応を考慮した配置とする。
- (3) 計画保全や修繕工事に必要な空間と動線を確保する。
- (4) グラウンドは、けがの防止、維持管理の方法、砂塵の発生防止等に十分留意して計画する。
- (5) 遊具等は、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えたものを計画する。
- (6) グラウンド等の天然芝生化は、維持管理にかかる手間、費用等を十分に勘案し、採用を決定する。
- (7) 人工芝は初期費用の他、修繕費、改修費が高額であり、適正な管理が困難であるため、原則採用しない。
- (8) 流域の治水対策としてグラウンド等を雨水貯留施設として整備する際は、原則として、維持管理と児童・生徒のけが防止を目的に、土勾配とグラウンド土改良を検討する。

第4 プール

- (1) 水槽は、利用内容等を考慮して、長さ、幅、及び水深を設定し、水深については急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設置する。
- (2) 水槽、便所、更衣室及びシャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用する。また、水槽は、安全かつ衛生的であり、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとする。
- (3) 排（環）水口の蓋等の安全対策をネジ・ボルト等で固定させ、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置して吸引事故防止のための二重の安全構造とする。
- (4) プールサイド及び通路等は、児童・生徒等の使用に十分な広さを確保し、耐水性を確保し、滑りにくい舗装や転落防止など安全対策を計画する。
- (5) 必要に応じてプールサイドの周囲に外部からの視線に対する遮へい板等を設置するとともに、児童・生徒等のための日除けを設置する。
- (6) プール水による湿気や塩素等の金属類等の腐食性が、建物躯体への影響を与えることを考慮し、校舎屋上には設置しない。
- (7) 水深の深い大プールと水深の浅い小プールを一体で建設する場合は、境界部分には安全対策として柵等を設置する。

第5 その他の屋外施設

- (1) 校門は、児童・生徒及び訪問者等が利用しやすく、周辺地域の生活や安全上の支障のない位置とする。
- (2) 駐車場（来客用）は、わかりやすく適切な位置とし、近隣住民等の安全及び健康に配慮して計画する。
- (3) 駐輪場（生徒用）は、自転車通学者数に応じた適切な数と位置とし、近隣住民等の安全に配慮して計画する。
- (4) 屋外倉庫、ゴミ置き場などの施設は、利用しやすく、学習活動等に支障のない位置に配置し、周辺地域等へ影響にも配慮して計画する。
- (5) スクールバス乗降所は、障害の種別に応じて、雨、風など天候の影響を最小限に抑えられ、安全に校舎へ入ることができるよう計画する。
- (6) 国旗、県旗、校旗等の掲揚ポールを設置する。
- (7) 敷地周辺、敷地内の植栽については、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないように、また、維持管理を考慮し、低木とする。

第3節 平面計画及び各室計画

第1 基本的事項

- (1) 児童・生徒等の諸活動における安全性を担保するため、すべての施設・設備について十分な安全性を確保するよう計画し、設計する。
- (2) 児童・生徒等の健康に配慮し、室内空気を汚染する化学物質の影響を最小限とする材料を採用する。
- (3) ホームルーム活動やグループ学習、個別指導に対応できる柔軟な空間構成、配置等を計画する。
- (4) 将来の使用目的の変更や感染症予防対策としての「学校の新しい生活様式」に対応できるように、間仕切り位置の変更、教室の増築、換気・空調設備を容易に設置できる等フレキシビリティに配慮した計画とする。
- (5) 校舎の建替え時には、学校全体で運営上必要な教室配置等を検討し、建替えしない校舎との教室の再配置を柔軟に考慮し、建替え校舎の平面計画及び各室配置を計画する。
- (6) 児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に柔軟に対応できる空間を計画し、個人情報等の情報管理に十分配慮できるよう計画する。
- (7) 教員等が指導・介助のしやすい環境を構成できる面積、形状等とする。

- (8) 複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を十分考慮し、相互の交流に留意しつつも、相互の利用に支障のないよう面積、形状等を計画する。

第2 教室等の面積

- (1) 新規整備及び建替え等の際は、特別支援学校設置基準（令和3年9月24日付け文部科学省令第45号）を満たす整備を行う。
- (2) 教室等の数と標準面積については、資料T-1を標準とする。
- (3) 各校間で格差が生じないように、かつ、各学校の教育の特色を生かしながら、また、過剰な施設とならないように、柔軟に整備する。
- (4) 校舎の建替え時には、学校全体で運営上必要な面積を算出し、建替えしない校舎の教室の再配置などを柔軟に検討し、建替え校舎の教室等面積を決定する。
- (5) 新築等の際は、児童・生徒用ロッカーは教室内に設置することを原則とする。
- (6) 教室等以外の廊下・階段・便所・機械室等は共有部分として、敷地及び建物配置状況により算定する。

第3 仕様水準

- 各部位・部材の仕様水準は、資料T-2のとおりとする。
ただし、建設・保全費用に配慮し、柔軟に選定する。

第4 学習関係諸室

1 共通事項

- (1) 児童・生徒の学習内容、学習方法を考慮し、教室等の配置を計画する。
- (2) 非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し十分に配慮し、窓の手摺りの高さや的確な施錠管理などを検討する。

2 普通教室

- (1) 普通教室は、児童・生徒が最も長い時間を過ごす場所であることに配慮し、活動動線を考慮し、良好な学習環境を確保できる位置や形状で計画する。
- (2) 普通教室は、学部ごと、学年毎に、可能な限り同一階及び同一区画に計画する。

- (3) 多様な学習内容や形態の変化に柔軟に対応できる可変性の高い教室を計画する。
- (4) 建替え校舎に普通教室がない場合、建替え対象ではない校舎を含めて総合的に教室配置を見直すなど、良好な教育環境を確保する。
- (5) 将来、間仕切り等で分割することを考慮した開口部、設備機器等の配置とする。
- (6) 普通教室は、水栓、流しなどの設備を設置することができる空間を検討する。
- (7) 十分な面積の掲示板を計画する。

3 特別教室

- (1) 特別教室の種類等については、資料T-1のとおりとする。
- (2) 特別教室は、同一教科又は関連性の強い教科の特別教室等と相互の連携を図り、教科の内容にふさわしい環境を構成できるよう、隣接した配置とすることが望ましい。
- (3) 特別教室のうち、家庭科室（被服）、理科室等については、多様な学習内容・形態に柔軟に対応できるよう、可変性が高く、相互利用も可能な教室を計画する。また、特定の固定設備を設置しない実習室についても同様とする。
- (4) 学習活動に伴う騒音、振動等を発生する教室の配置は、他の空間に影響を与えないよう留意する。
- (5) 準備室は、実験等の準備、資料等の作成及び教材等の保管場所として特別教室に隣接、あるいは特別教室の一部として設置する。なお、準備室には居室的設備は計画しない。
- (6) 将来、間仕切り等で分割することを考慮した開口部、設備機器等の配置とする。

4 作業学習関係諸室

- (1) 児童・生徒の障害の状態や特性等に応じて円滑に作業室へ移動できるように配置を計画する。
- (2) 各作業室は、作業空間、移動のためのスペース、搬出入及び運搬のスペースを十分に確保する。

5 自立活動関係諸室

- (1) 児童・生徒が利用しやすい位置に、各種の教材や教育機器等を用いた多様な指導の実施に対応できる適切な規模で計画する。

- (2) 肢体不自由に対応した室は、複数の教員や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、打合せに活用できる空間を計画する。

6 その他の学習関係諸室

- (1) 作業学習や職業学習のための実習室、農場等は、各学校の教育課程や学習活動の特色に応じて計画する。
- (2) 生活指導、カウンセリング、進路相談、保護者相談等に必要な教育相談室は、児童・生徒及び保護者が気軽に行くことができ、静かで落ち着いた環境を確保し、また、プライバシーに配慮した配置とする。
- (3) 図書室、視聴覚室等は、時間外や休日の利用や地域開放を考慮し、可能な限り1階に配置するとともに、学校専用部分と区画ができる計画とする。
- (4) 情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する児童・生徒への対応として、普通教室等に近接して落ち着きを取り戻すための小空間（クールダウン室）を設ける場合は、安全性を確保するとともに、遮音性等に配慮する。

第5 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 運動施設は、授業での使用状況から必要性を検討し、計画する。
- (2) 体育関係諸室の室数と標準面積は、資料T-1のとおりとする。
- (3) 体育施設相互の連携や児童・生徒の移動等に配慮した配置とする。
- (4) 空調設備、給排水設備及び衛生環境に配慮した計画とする。
- (5) 施設開放時や避難所開設時における利用にも対応できるよう、空間の構成、配置、規模等を計画する。

2 体育館

- (1) 原則として、建替え等の際には、各校で1棟となるように計画する。
- (2) アリーナは、ステージ、便所、更衣室、器具庫等の付属施設と一体的な計画とする。
- (3) 通風、換気及び採光を確保する。
- (4) 災害時に避難所として、仮設空調の設置や炊き出しスペースなどを考慮した計画とする。
- (5) 便所は、洋式を基本とし、多機能便所を設置する。また、屋外からも利用しやすい工夫をする。
- (6) 施設開放部分と非開放部分の動線を遮断できるよう計画する。

- (7) 雨天時の雨除け、屋外の運動施設利用者のための日除け、災害時の炊き出しなどに多目的に活用できる半屋外空間の設置を検討する。
- (8) アリーナ床材仕上げは、体育用クッションシート（発泡層付長尺シート）を基本とする。

3 その他運動施設

- (1) 原則、授業での使用状況等からその必要性和規模を十分に検討し、設置を計画する。また、老朽化した施設の改修、修繕についても同様とする。
- (2) 施設の本来の目的は授業での使用であり、部活動や地域開放等での副次的な使用については、拒むものではないが、必要性の検討には含めない。

第6 管理関係諸室

1 共通事項

- (1) 管理関係諸室は、学習関係諸室との連絡のよい位置に計画する。
- (2) 学校運営など将来における変動等に対応できる空間として計画する。

2 教職員諸室

- (1) 職員室は、原則、校長室と同一区画、或いは連絡の取りやすい位置に配置する。また、運動場が見える位置に配置することを検討する。
- (2) 事務室は、外来用玄関との連絡がよく、秘匿情報等を取り扱うため、校長室と可能な限り隣接して配置する。

3 保健室、医療的ケア室

- (1) 保健室、医療的ケア室は、静かで良好な日照、採光、通風などの環境を確保できる位置に計画する。
- (2) 屋内・屋外運動施設との連絡がよく、また、緊急時に対応できる位置に計画する。
- (3) 緊急車両、検診車両等が容易に近接できる位置に計画する。
- (4) 医療的ケア室は待機場所を兼ねた機能とするように計画する。

4 厨房、食堂

- (1) 学校給食に係る施設整備は、学校給食法に定められる「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生的な管理ができるよう、計画する。
- (2) 厨房の広さについては、必要食数を衛生的に調理できる広さとする。
- (3) 再調理、形態食及び食物アレルギー食等を衛生的に調理できる広さを確保する。

- (4) 厨房は、外部から食材等の搬入車両が進入しやすい位置に配置する。
- (5) 食堂（ワゴン室含む。）については、給食の提供形態を考慮した上で、必要な広さとする。
- (6) 食堂を設置する場合は、可能な限り厨房に隣接して設置する。

5 倉庫、機械室等

- (1) 倉庫は、収納し管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ必要な空間を確保し、連絡のよい位置に計画する。
- (2) 備蓄倉庫は、洪水ハザードマップ等を考慮した上で、可能な限り1階に計画し、児童・生徒等のほか近隣住民及び帰宅困難者の3日分の食料・飲料等を収納できる広さの確保を検討する。
- (3) ゴミ置き場は、分別・リサイクルに対応できる規模のものとし、周辺環境に配慮した配置を計画する。
- (4) 機械室や電気室等は、児童・生徒の学習環境から離れ、サービスエリア（機器等搬出入口）から連絡のよい位置に計画する。
- (5) 豪雨や河川の氾濫等により冠水の生じるおそれがある場合には、備蓄倉庫や電気室等の配置について、場所、高さ等を考慮し、冠水しない位置に計画する。

第7 共用空間

1 児童・生徒昇降口

- (1) 障害の種別や学部に応じた配慮して計画する。
- (2) 校舎内の児童・生徒の学習空間と連絡がよく、円滑に行き来できる位置に計画する。

2 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線を確保できるよう段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮し、障害種に応じて規模、配置等を計画する。
- (2) 感染症対策を考慮し「学校の新しい生活様式」を踏まえ、廊下に、手洗い等の空間を計画する。
- (3) 学校紹介や児童・生徒の作品等の展示などの場としての利用を考慮し、掲示板等を計画する。

3 エレベーター、スロープ

- (1) 原則として、建替え時等に各校1か所以上のエレベーターを設置する。

- (2) エレベーター及びスロープは校舎間を安全かつ円滑に移動できる位置に計画し、障害種に応じた対応を計画する。
- (3) 児童・生徒、教職員及び来客者用玄関は、原則としてバリアフリーとし、やむを得ない場合はスロープ等を設置する。

4 便所

- (1) 便所の個数は、各校や各階の児童・生徒数、男女比等を検討し、必要十分な量を計画する。
- (2) 便所の配置は、更新時における学校運営への影響が少なくなるように、上下階で男女を交互に同位置に配置する等を検討する。
- (3) 児童・生徒の分布や動線に配慮し、利用しやすい位置に計画する。
- (4) プライバシーや目線に配慮し、容易に視聴できない形状や配置とする。
- (5) 清潔で使いやすく、良好な雰囲気になるよう乾式で計画する。
- (6) 障害者等の利用に配慮し、段差の無い、介助に必要な広さで計画とする。
- (7) 手洗い用水栓は、原則、自動水栓とする。
- (8) 小便器は、人感センサー付き自動洗浄方式とする。
- (9) 照明スイッチは、人感センサー式自動点滅方式とする。
- (10) 便所入口は、扉のない、クランク式又は間仕切り式などを計画する。
- (11) ブース内には、教科書等の手荷物を一時置きできる工夫（台やフック等）をする。
- (12) 児童・生徒が掃除をすることを前提に、掃除のしやすい工夫をする。（掃除用具入れの数や場所にも配慮する。）
- (13) 児童・生徒用は生活様式の変化を踏まえ、原則、洋式便所とし、将来、温水洗浄便座を設置できるように、コンセントと上水取出口を計画する。
- (14) 教職員や外来者用の便所は、児童・生徒とは別に、適切な位置に計画し、来客用は温水洗浄便座を計画する。
- (15) 避難所となる場合には、災害時に便器が不足することも考慮し、非常用トイレの設置場所等を検討する。
- (16) 1階に設置する便所は、屋外の運動施設等利用者が使用しやすいように、屋内・屋外の双方から利用しやすい配置と仕様を検討する。
- (17) 新設及び改修の際は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒等に対する配慮を検討する。

第8 施設開放のための空間

1 共通事項

- (1) 平時の学校運営に支障がないよう、配置に十分配慮し、機械警備等による管理体制を容易に設定できる計画とする。
- (2) 施設開放時に使用する普通教室、特別教室、屋内外の運動施設等については、連絡のよい位置に計画する。

第4節 建築設計

第1 基本的事項

- (1) 建築設計にあたっては、長期（80年以上）にわたり、学校施設・公共施設として、安全・安心に使用できるよう、長寿命化に配慮し、風雨や災害の影響を受けにくく、メンテナンスがしやすく、可変可能でサステイナブルな構造や意匠を計画する。
- (2) できるだけ、堅牢で単純な構造や意匠を採用する。

第2 構造体の設計

- (1) 校舎の建物構造は、原則、鉄骨造とする。
- (2) 体育館の建物構造は、原則、木造とする。ただし、校舎との一体構造とする場合は鉄骨造等も可能とする。
- (3) 新築時の構造体の設計にあたっては、その時点での建築基準法並びに関連規定（県条例等を含む）に基づき、高い耐震性をもたせる。
- (4) 構造体の設計にあたっては、躯体が風雨にさらされにくく、劣化しにくい構造方法を検討する。
- (5) 構造体は、新築時の平面計画のみならず、将来的な平面計画の変更等に対応できるよう、可能な限り、堅牢で単純な形状を採用する。
- (6) 敷地を有効活用するため、校舎は原則陸屋根とし、屋上等に空調、キュービクル、太陽光パネル等の設備を配置できるようにする。

第3 非構造部材の設計

- (1) 天井材、外壁、建具等の非構造部材については、大地震時の構造体の変形に追従するとともに、建物の機能継続に支障となる損傷等を防止するよう耐震性、落下防止及び障害種（乾皮症等）に配慮した設計をする。
（文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」参照）
- (2) 非構造部材の設計にあたっては、将来のメンテナンスが容易に行えるよう、可能な限り、一般に流通している材料（汎用品）を採用する。
- (3) 普通教室・特別教室については、将来、各室を間仕切り等で分割することを考慮した設計とする。

第5節 設備設計

第1 基本的事項

- (1) 児童・生徒等の諸活動等においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう計画し、設計する。
- (2) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計する。
- (3) 学習、生活等及び災害時における避難所としての利用を考慮し、ガス配管や給排水管等の耐震化を図るなど、ライフラインを確保するよう設計する。
- (4) 将来の教育内容及び方法の多様化への対応を図るとともに、情報化及び教育機器の進展に対応を検討する。
- (5) 住民の学習活動での利用増加等に伴い、必要とされる機能の変化に柔軟に対応できるよう計画し、設計する。
- (6) 自然環境を最大限活用し、光、熱、音等の環境条件を良好な状態に維持できるよう計画し、設計する。
- (7) 学校施設の電力使用量とCO₂排出量の削減のため、省エネ設備機器の導入を検討し、計画及び設計する。
- (8) 各室及び空間の利用状況等に応じ、利用者が各設備を適宜運転調整することができるよう操作性の確保や系統の設定等に留意して計画し、設計する。
- (9) 必要とする維持管理を適切に行うことができるよう維持管理の方法について十分検討し、設計する。
- (10) 将来、各室を間仕切り等で分割することを考慮した設計とする。

第2 照明設備

- (1) 照明器具は、JIS及び学校環境衛生基準等に則った必要照度を確保し、適切な位置に配置する。
- (2) 照明器具の設置位置は、必要な維持管理の方法、周辺地域等に与える影響について十分検討し設計する。
- (3) 配置は、将来、各室を分割することを考慮して均等配置する。

第3 電力設備

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、電力使用量を勘案し適切に設計し、使いやすい位置に安全な仕様で計画する。

- (2) フロアコンセントを設ける場合は、位置、設置方法等に十分配慮する。
- (3) 安全性を考慮し、湿潤な部分や実験台等に設けるコンセントには、漏電遮断器を介して電気を供給するよう設計する。
- (4) 受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分に検討し、必要な数値を設定して設計する。
- (5) 受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定する。
- (6) 受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講じる。
- (7) 非常災害時には、照明や情報収集のための電源を確保し、学校施設及び避難所として必要最低限の機能を維持できるよう、非常用発電機を持ち込んで設置できる空間を計画する。
- (8) 使用電力の削減を図るため、デマンド監視装置を設置する。

第4 情報通信設備

- (1) 情報系の設備（校内LAN等）は、組合せによる利用も考慮しつつ、柔軟に対応できるようなシステムを検討し、配管ルートを計画する。
- (2) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の増幅、各室への配線経路等に十分留意する。
- (3) 共聴アンテナを建物外構に設置する場合には、転倒防止、維持管理のし易さ等について十分留意し、検討して設置する。

第5 給排水設備

- (1) 飲料水用の給水設備については、関連法令規則に等に従い、水質管理等衛生管理に十分配慮する。
- (2) 給水方式は、停電時にも受水槽等からの取水が可能となるように計画する。
- (3) 受水槽等は、利用する水の量を適切に算定し、適切な容量を設定し、適切な位置に設置し、清掃時を考慮して二層式を原則とする。
- (4) 散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、教育活動に支障を生じないよう適切な位置を選定し、設計する。
- (5) 近隣における公共下水道施設の整備状況や雨水流出抑制等の制約などを十分に把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理できる排水方式を計画し設計する。
- (6) プール、トイレ雑用水等や非常時の使用を考慮し、井戸の設置を検討する。

第6 冷暖房設備

管理諸室、普通教室等に冷暖房設備を計画する。また、熱中症対策を考慮し、運転及び調整の方法について十分検討する。

- (1) 空調を整備する部屋は原則、資料TM-1による。
- (2) 校舎の建替え時には室外機を原則、屋上等へ設置する。
- (3) 可能な限り露出配管を避け、PSの設置を検討する。
- (4) 空調室内機は天井カセット型を原則とし、将来、各室を分割することを考慮して偶数台を均等配置する。
- (5) 新築建物には、カーボンニュートラルへの対応を考慮して高効率型空調設備を計画する。

第7 換気設備

管理室、普通教室等の内、空調設備を整備する部屋については、原則、機械換気とする。また、運転及び調整の方法について十分検討する。

- (1) 換気設備は「学校の新しい生活様式」として感染症対策を考慮し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」における特定建築物に該当しない場合においても、同法の基準に準じた換気能力を備えるように計画する。
- (2) 高機能換気設備（全熱交換器等）については、イニシャルコストとランニングコストを十分に比較検討した上で、経済性を優先し採用可否を判断する。

第8 防災設備・放送設備等

- (1) 警報設備、消火設備、避難器具、避難設備などは、火災等における児童・生徒等の安全を確保できるよう、適切に設計する。
- (2) ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を設置する。
- (3) 放送設備や火災報知器等は天井設置型を原則とし、将来、各室を前後に分割することを考慮して配置する。なお、視覚障害及び聴覚障害など障害に応じた設備も同様とする。

第6節 カーボンニュートラルへの対応

第1 基本的事項

カーボンニュートラルへの対応を考慮し、資料T-2の仕様水準に基づき柔軟に計画する。

第2 太陽光パネル設置対応

- (1) 新築時には校舎屋上に太陽光パネルを設置するための独立基礎を躯体と一体として設置する。
- (2) 独立基礎は、パネルの飛散防止を目的とし、パネルと躯体を緊結することにより安全性の確保及び屋上防水の保護をするとともに、計画保全時のメンテナンス性を確保する。
- (3) 太陽光パネルを設置する場合は、昼間の電力使用量の補完を目的とし、発電した電力を屋上等に設置する受変電設備に接続する。
- (4) 太陽光設備の蓄電池については、設置目的に対して、イニシャルコストとランニングコストを十分に比較検討した上で、経済性を優先し採用可否を判断する。
- (5) 太陽光発電装置は、安全性やメンテナンス性を考慮し、6階以上の屋上には設置しない。

第3章 整備の具体的手法

以下、「静岡県立高等学校施設整備規準」第3章以降と同様。

○ 特別支援学校（管理諸室、普通教室及び特別教室等基準面積）

区	分	知的基準面積 (㎡)	肢体基準面積 (㎡)	備	考	区	分	知的基準面積 (㎡)	肢体基準面積 (㎡)	備	考	
管 理 諸 室	校 長 室	52.50	52.50			特 別 教 室	理 科 室 (準)	45.00	45.00			
	事 務 室	52.50	52.50				調 理 室	67.50	67.50			
	応 接 室			校長室に含む			視 聴 覚 室	67.50	67.50			
	職 員 室	3.39	3.39	(面積/人)×教員数			美 術 室	45.00	45.00			
	会 議 室	1.99	1.99	(面積)×教職員数※1			言 語 訓 練 室	45.00	45.00			
	印 刷 室	26.25	26.25				生 活 訓 練 室	90.00	90.00			
	休 養 室	26.25	26.25				機 能 訓 練 室	45.00	123.75			
	職 員 更 衣 室	26.25	26.25				プ レ イ ル ルーム	90.00	90.00			
	教 育 相 談 室	26.25	26.25				クールダウン室	45.00		知的のみ		
	行 動 観 察 室	45.00	45.00				図 書 室	45.00	45.00			
	保 護 者 控 室		26.25	肢体のみ			生 徒 更 衣 室 (小中)	45.00	45.00			
	看護師、医療的ケア室		26.25	肢体のみ			パ ソ コ ン 室	45.00	45.00			
	介 助 員 室	26.25	26.25				生 徒 指 導 室					
	保 健 室	52.50	52.50				食 堂	1.36	2.30	(面積)×(生徒数+教職員数) 教職員用面積はいずれも1		
	教 材 室	52.50	52.50				厨 房	154.00	154.00			
	放 送 室	26.25	26.25				玄 関	1.10	88.20	知的：(面積)×職員数 肢体：高校並み		
	倉 庫	52.50	52.50				生 徒 昇 降 所	1.00	1.68	(面積)×生徒数		
	小 中 高 普 通 教 室	普通教室(便所有)	42.00	42.00	(面積/1室)×クラス数			食 共 用	ス ロ ー プ	224.80	281.00	(面積)×必要棟数 面積は2階建ての場合
普通教室(便所無)		42.00	42.00	(面積/1室)×クラス数		階 段	26.25		26.25	(面積)×階数×棟数×2		
普通教室		45.00	45.00	(面積/1室)×クラス数 ※2		便 所	52.50		80.00	(面積)×((階数×棟数)+1(来客)) 来客はいずれも52.5		
高 特 別 教 室	多目的ホール	90.00	90.00			部 所 の 他	エ レ ベーター	36.75	36.75	(面積)×箇所数 面積は2階建ての場合		
	木工室(木材加工室)	90.00	90.00				廊 下	25.00%	28.00%	諸室面積×割合 (知的：幅3m、肢体：幅3.3m)		
	組立作業室(工芸室)	67.50	67.50				渡 り 廊 下	70.00	70.00	(面積)×必要箇所数×階数		
	窯業室(陶芸室)	67.50	67.50				駐 輪 場	21.25	15.00			
	印刷実習室	67.50	67.50				※1 教職員数：教員+事務職員					
	生徒更衣室	45.00	45.00				※2 高校内分校は、高校普通教室の1/2程度					
	家庭科室	67.50	67.50				※3 校舎面積は設置基準を満たすものとする					
	音楽室	45.00	45.00				【設置基準：特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）】					
部 室	生徒昇降所	1.00	1.68	(面積)*生徒数								

○ その他施設基準面積

区	分	知的基準面積 (㎡)	肢体基準面積 (㎡)	備	考
体育館		550.00	550.00		
プール		250.00	250.00		
グラウンド		設置基準	設置基準		
駐輪場		21.25	15.00		
部室		-	-		
エレベータ		36.75	36.75	知的：1校1箇所 肢体：原則2基	
スロープ		224.80	281.00	知的：1校1箇所。幅2m 肢体：1棟1箇所。幅2.5m(個数を減らす方向で配置を工夫する)	

部位・部材仕様水準表		新築	特別支援学校	校舎(S造)			今回	標準	
機能	部位・部屋	構造・分類	対象	整備レベル A	整備レベル B	整備レベル C			
標準	屋根・屋上	陸屋根	保護層	保護防水	露出防水		B	B	
標準	屋根・屋上	陸屋根	防水層	高耐久性防水	一般耐久性防水		B	B	
標準	屋根・屋上	勾配屋根	屋根葺材	ステンレス鋼板・瓦	ガルバリウム鋼板・コロニアル	普通鋼板(スチール)・シングル	B	B	
標準	屋根・屋上	勾配屋根		瓦	スレート(コロニアル)	アスファルトシングル	B	B	
標準	外壁	仕上	躯体	コンクリート・金属パネル	押出し成型セメント板	ALC・窯業系サイディング	B	B	
標準	外壁	仕上	仕上	タイル・木・高耐久塗装	防水形・弾性塗装	一般塗装・素地	B	B	
標準	外部開口部		サッシ	二重サッシ	複層ガラスサッシ	一般サッシ	B	B	
標準	外部開口部		網戸	あり	なし		A	A	
標準	内部	教室	床	下地	鋼製床組・置床	木床組・モルタル・シングル	直貼	C	C
標準	内部	教室	床	仕上	ムクロノリク・フローリングロック	複合フローリング	シート・カーペット・塗床等	B	B
標準	内部	教室	壁	仕上	木板(腰壁までも含む)	化粧ボード	塗装・クロス	A	A
標準	内部	教室	天井	仕上	木質系・岩綿吸音板	化粧PB	直天・塗装	B	B
標準	内部	廊下	床	下地	鋼製床組・置床	木床組・モルタル・シングル	直貼	C	C
標準	内部	廊下	床	仕上	フローリング	機能性シート	一般シート・塗床	C	C
標準	内部	廊下	壁	仕上	木板(腰壁までも含む)	化粧ボード	塗装・クロス	C	C
標準	内部	廊下	天井	仕上	木質系・岩綿吸音板	化粧PB	直天・塗装	C	C
標準	内部	便所	床	下地	鋼製床組	木床組・モルタル・シングル	直貼	B	B
標準	内部	便所	床	仕上	フローリング	シート		B	B
標準	内部	便所	壁	仕上	木板・化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装	B	B
標準	内部	便所	天井	仕上	化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装	B	B
標準	内部	間仕切		学校間仕切	木製特注	木製規格品	金属製規格品	C	C
標準	内部	建具		防火戸以外	木製特注	木製規格品	金属製規格品	B	B
標準	内部	その他		家具什器類	黒板・ロッカー・実験台類	黒板・ロッカー類	黒板・掲示板程度	C	C
標準	電気設備	受変電設備	受変電・幹線ケーブル	特高	高圧	低圧		B	B
標準	電気設備	弱電設備	通信・放送・テレビ・防犯警備等	特殊	一般	なし		B	B
標準	給排水衛生設備	給水設備	受水槽・高置水槽・ポンプ	高架水槽	加圧	直圧		B	B
標準	給排水衛生設備	給水設備	配管類	鋼管	鋼管・一部樹脂管	樹脂管		B	B
標準	給排水衛生設備	給湯設備	給湯方式	中央方式	局所式	なし(電気ポット)		C	C
標準	給排水衛生設備	ガス設備	配管類	PLP・PLS		鋼管		A	A
標準	空調設備	冷暖房設備	熱源	中央方式	個別方式			B	B
標準	空調設備	換気設備	換気方式	機械換気	機械換気(便所)	自然換気		A	A
標準	空調設備	換気設備	換気量	ビル管理法準拠	学校衛生基準対応	シックハウス対応		A	A
標準	その他		グラウンド	全体改修	部分改修	改修なし		C	C
標準	その他		プール	屋内プール	屋外プール	なし		B	B

付加	学習環境の向上		多目的・オープンスペース、メ テリアルーム等	専用スペース	可動間仕切化	なし	B	B
付加	学習環境の向上		内装木質化(教室のみ)	床・壁	床	なし	A	A
付加	学習環境の向上		教室空調(GHP、EHP)	全体	一部	なし	A	A
付加	学習環境の向上		トイレ乾式化・非接触化	全体	一部	なし	A	A
付加	省エネルギー対応		全熱交換器	全体	一部(管理諸室のみ検討)	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		屋上の断熱	外断熱(防水)	内断熱(スラブ下) ウレタン25mm	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		外壁の断熱	外断熱パネル	内断熱・ウレタン50mm	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		開口部の断熱	Low-eガラス	一般複層ガラス・一部Low- eガラス	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		自然換気の導入	全体	一部	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		高効率照明(LED)	全体	一部	なし	A	A
付加	省エネルギー対応		日射抑制ひさし	全体	一部	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		太陽光発電	あり(要検討)	独立基礎	なし	B	B
付加	省エネルギー対応		高効率FF暖房	全体	一部	なし	C	C
付加	バリアフリー化		エレベーターの設置	あり		なし	A	A
付加	バリアフリー化		多目的トイレの整備	各所	一部(検討)	なし	B	B
付加	バリアフリー化		スロープの設置	あり		なし	A	A
付加	防災機能の強化		避難所運営スペース	専用室	兼用	なし	B	B
付加	防災機能の強化		ガラス飛散防止	合せガラス	フィルム(Low-eガラス部)	なし	B	B
付加	防災機能の強化		自家発電設備	あり(要検討)		なし	A	A
付加	防災機能の強化		井戸	検討		なし	A	A
付加	防災機能の強化		設備二重化	あり(要検討)	一部(事務室等)検討	なし	C	C
付加	メンテナンス性向上		1階水周り下ピット化	全体	一部	なし	A	A
付加	メンテナンス性向上		屋上階段設置	あり		なし	A	A
付加	メンテナンス性向上		PS・EPS・DS設置	あり	一部	なし	A	A

特別支援学校仕様水準 校舎 計画保全 (20、40年毎)

太字を適用する

部位・部材仕様水準表 計画保全			特別支援学校		校舎			今回	標準
機能	部位・部屋	構造・分類・対応	対象	整備レベル A	整備レベル B	整備レベル C			
回復	屋根・屋上		改修範囲	全体	劣化部のみ	既存のまま	B	B	
回復	屋根・屋上		下地処理	撤去工法	かぶせ工法 (荷重計算は必須)	部分補修	B	B	
回復	屋根・屋上	陸屋根	保護層	保護防水	露出防水		B	B	
回復	屋根・屋上	陸屋根	防水層	高耐久性防水	一般耐久性防水		B	B	
回復	屋根・屋上	勾配屋根	屋根葺材	ステンレス鋼板・瓦	ガルバリウム鋼板・コロニアル	普通鋼板(スチール)・シングル	B	B	
回復	屋根・屋上	勾配屋根		瓦	スレート(コロニアル)	アスファルトシングル	B	B	
付加	屋根・屋上	省エネルギー対応	屋上の断熱	外断熱(防水)	内断熱(スラブ下) ウレタン25mm	なし	C	C	
付加	屋根・屋上	メンテナンス性向上	屋上階段設置	設置		なし	C	C	
回復	外壁		仕上	躯体	コンクリート・金属パネル	押出し成型セメント板	ALC・窯業系サイディング	C	C
回復	外壁		仕上	既存塗膜処理	全撤去	脆弱部撤去	洗浄のみ	B	B
回復	外壁		仕上	仕上	タイル・木・高耐久塗装	防水形・弾性塗装	一般塗装・素地	B	B
回復	外壁		S・W	改修範囲	全体	劣化部のみ	既存のまま	B	B
回復	外壁		S・W	外壁材・パネル	金属・木質系パネル	押出成形セメント板	ALC・窯業系サイディング	C	C
回復	外壁	バルコニー	床防水	全撤去更新	かぶせ工法	部分補修・保護塗装	C	C	
回復	外壁	バルコニー	手摺	全撤去更新	部分補修	塗装更新	C	C	
付加	外壁	省エネルギー対応	外壁の断熱	外断熱パネル	内断熱・ウレタン50mm	なし	C	C	
回復	外部開口部	アルミサッシ	改修範囲	全体	一部	既存のまま	C	C	
回復	外部開口部	アルミサッシ	アルミサッシ工法	撤去工法	カバー工法	クリアング・塗装	A	A	
回復	外部開口部	アルミサッシ	サッシ	二重サッシ	複層ガラスサッシ	一般サッシ	B	B	
回復	外部開口部	S・W	開口廻り	SUS、アルミ更新	鋼板更新	既存のまま	C	C	
付加	外部開口部	省エネルギー対応	開口部の断熱	Low-eガラス	一般複層ガラス・一部Low-e ガラス	なし	C	C	
付加	外部開口部	省エネルギー対応	自然換気の導入	全体	一部	なし	C	C	
付加	外部開口部	省エネルギー対応	日射抑制ひさし	全体	一部	なし	C	C	
付加	外部開口部	防災機能の強化	ガラス飛散防止	合せガラス	フィルム(Low-eガラス部)	なし	C	C	
回復	内部	便所	床	改修範囲	全体	一部	なし	B	B
回復	内部	便所	床	既存処理	下地撤去	仕上撤去	既存残置	B	B
回復	内部	便所	床	下地	鋼製床組	木床組・モルタル・シタナー	直貼	B	B
回復	内部	便所	床	仕上	フローリング	シート	既存研磨・クリアング	B	B
回復	内部	便所	壁	改修範囲	全体	一部	なし	B	B
回復	内部	便所	壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	壁	仕上	木板・化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装・クリアングのみ	C	C
回復	内部	便所	天井	改修範囲	全体	一部	なし	A	A
回復	内部	便所	天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	A	A
回復	内部	便所	天井	仕上	化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装・クリアングのみ	B	B
付加	内部	便所	学習環境の向上	乾式化	全体	一部(1系統)	なし	B	B
付加	内部	便所	学習環境の向上	非接触化(衛生器具)	自動洗浄小便器 自動水栓		なし	A	A
付加	内部	便所	学習環境の向上	非接触化(照明スイッチ)	人感センサー		既存のまま	A	A
付加	内部	便所	学習環境の向上	非接触化(入口扉)	間仕切り・クランク (可能な場合)		既存のまま	A	A
付加	内部	便所	バリアフリー化	多目的トイレの整備	設置(可能な場合)		なし	B	B
付加	内部	便所	メンテナンス性向上	1階水周り下ビット化	全体	一部	なし	C	C

特別支援学校仕様水準 校舎 計画保全(20、40年毎)

太字を適用する

機能	部位・部屋	構造・分類・対応	対象	整備レベル	整備レベル	整備レベル	今回	標準
				A	B	C		
回復	電気設備	受変電設備	受変電・幹線ケーブル	特高	高圧	低圧	B	B
回復	電気設備	電気設備	分電盤・配線	全更新	部分更新	不具合補修	A	A
回復	電気設備	弱電設備	通信・放送・テレビ・防犯警備等	特殊	一般	なし	A	A
付加	電気設備	省エネルギー対応	高効率照明(LED)	全体	一部	なし	A	A
付加	電気設備	省エネルギー対応	太陽光発電	あり(要検討)		なし	C	C
付加	電気設備	防災機能の強化	自家発電設備	あり(要検討)		なし	C	C

特別支援学校仕様水準 校舎 修繕(事後保全)

太字を適用する

部位・部材仕様水準表 修繕(事後保全)			特別支援学校 施設修繕				今回	標準	
機能	部位・部屋	構造・分類・対応	対象	整備レベル A	整備レベル B	整備レベル C			
回復	屋根・屋上		修繕範囲	全体	劣化部のみ	既存のまま	B	B	
回復	屋根・屋上		下地処理	撤去工法	かぶせ工法 (荷重計算は必須)	部分補修 (建替えが近い場合)	C	C	
回復	屋根・屋上	陸屋根	保護層	保護防水	露出防水		B	B	
回復	屋根・屋上	陸屋根	防水層	高耐久性防水	一般耐久性防水		B	B	
回復	屋根・屋上	勾配屋根	屋根葺材(更新の場合)	ステンレス鋼板・瓦	ガルバリウム鋼板・コロニアル	普通鋼板(スチール)・シングル	B	B	
回復	屋根・屋上	勾配屋根	屋根葺材(更新の場合)	瓦	スレート(コロニアル)	アスファルトシングル	B	B	
回復	外壁	仕上	躯体	コンクリート・金属パネル	押出し成型セメント板	ALC・窯業系サイディング	C	C	
回復	外壁	仕上	既存塗膜処理	全撤去	脆弱部撤去	洗浄のみ	B	B	
回復	外壁	仕上	仕上	タイル・木・高耐久塗装	防水形・弾性塗装	一般塗装・素地	B	B	
回復	外壁	S・W	修繕範囲	全体	一部	既存のまま	B	B	
回復	外壁	S・W	外壁材・パネル	金属・木質系パネル	押出成型セメント板	ALC・窯業系サイディング	C	C	
回復	外壁	バルコニー	床防水	全撤去更新	かぶせ工法	部分補修・保護塗装	C	C	
回復	外壁	バルコニー	手摺	全撤去更新	部分補修	塗装更新	C	C	
付加	外壁	省エネルギー対応	外壁の断熱	外断熱パネル	内断熱・ウレタン50mm	なし	C	C	
回復	外部開口部	アルミサッシ	修繕範囲	全体	一部	既存のまま	C	C	
回復	外部開口部	アルミサッシ	アルミサッシ工法	撤去工法	リバー工法	クリーニング・塗装	A	A	
回復	外部開口部	アルミサッシ	サッシ	二重サッシ	複層ガラスサッシ	一般サッシ	B	B	
回復	外部開口部	S・W	開口廻り	SUS、アルミ更新	鋼板更新	既存のまま	C	C	
付加	外部開口部	省エネルギー対応	開口部の断熱	Low-eガラス	一般複層ガラス・一部Low-eガラス	なし	C	C	
付加	外部開口部	省エネルギー対応	自然換気の導入	全体	一部	なし	C	C	
付加	外部開口部	省エネルギー対応	日射抑制ひさし	全体	一部	なし	C	C	
付加	外部開口部	防災機能の強化	ガラス飛散防止	合せガラス	フィルム(Low-eガラス部)	なし	C	C	
回復	内部	教室	床	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	教室	床	既存処理	下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	教室	床	下地	既存と同材料		A	A	
回復	内部	教室	床	仕上	既存と同材料		A	A	
回復	内部	教室	壁	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	教室	壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	教室	壁	仕上	既存と同材料		A	A	
回復	内部	教室	天井	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	教室	天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	教室	天井	仕上	既存と同材料		A	A	
回復	内部	廊下	床	改修範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	廊下	床	修繕範囲	下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	廊下	床	下地	既存と同材料		A	A	
回復	内部	廊下	床	仕上	既存と同材料		A	A	

特別支援学校仕様水準 校舎 修繕(事後保全)

太字を適用する

機能	部位・部屋		構造・分類・対応	対象	整備レベル	整備レベル	整備レベル	今回	標準
					A	B	C		
回復	内部	廊下	壁	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	廊下	壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	廊下	壁	仕上	既存と同材料			A	A
回復	内部	廊下	天井	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	廊下	天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	廊下	天井	仕上	既存と同材料			A	A
回復	内部	間仕切		LGS	全更新・RC面新設	全撤去更新	部分撤去更新	C	C
回復	内部	間仕切		学校間仕切	木製特注	木製規格品	金属製規格品	C	C
回復	内部	建具		防火戸以外	木製特注	木製規格品	金属製規格品	C	C
回復	内部	その他		家具什器類	黒板・ロッカー・実験台類	黒板・ロッカー類	黒板・掲示板程度	C	C
回復	内部	便所	床	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	便所	床	既存処理	下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	床	下地	既存と同材料			A	A
回復	内部	便所	床	仕上	既存と同材料			A	A
回復	内部	便所	壁	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	便所	壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	壁	仕上	木板・化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装・クリーニングのみ	C	C
回復	内部	便所	壁	タイル仕上	タイル張替	タイル再接着	タイル撤去	C	C
回復	内部	便所	天井	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	内部	便所	天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	天井	仕上	既存と同材料			A	A
付加	内部	便所	学習環境の向上	トイレ洋式化(範囲)	全体	一部(必要数)	なし	B	B
付加	内部	便所	学習環境の向上	トイレ洋式化(床)	全体	洋式化便器周りのみ	なし	B	B
付加	内部	便所	学習環境の向上	トイレ洋式化(工法)	在来工法(はつり)		リモデル工法	C	C
付加	内部	便所	学習環境の向上	トイレ洋式化(配管)	主管まで更新	一部(横引管接続まで)	既存残置	B	B
付加	内部	便所	学習環境の向上	トイレ洋式化(ブース)	取り換え	扉取り換え	扉開閉方向変更	C	C
付加	内部	便所	学習環境の向上	トイレ洋式化(紙巻き器)	更新	一部(1系統)	既存残置	A	A
付加	内部	便所	バリアフリー化	多目的トイレの整備	設置(可能な場合)		なし	B	B
回復	電気設備	受変電設備	修繕範囲	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	電気設備	受変電設備	受変電・幹線ケーブル	受変電・幹線ケーブル	特高	高圧	低圧	B	B
回復	電気設備	電気設備	分電盤・配線	分電盤・配線	全更新	部分更新	不具合補修	A	A
回復	電気設備	弱電設備	通信・放送・テレビ・防犯警備等	通信・放送・テレビ・防犯警備等	特殊	一般	なし	A	A
回復	電気設備	電力設備	蛍光灯(修繕範囲)	蛍光灯(修繕範囲)	全体	一部(室単位)	なし	B	B
付加	電気設備	省エネルギー対応	高効率照明(LED)	高効率照明(LED)	全体	一部(必要部分)	なし	B	B
回復	給排水衛生設備	給水設備	修繕範囲	修繕範囲	全体	不良部	なし	B	B
回復	給排水衛生設備	給水設備	受水槽・高置水槽	受水槽・高置水槽	更新(サイズダウン検討)	全面塗装	部分塗装	B	B
回復	給排水衛生設備	給水設備	ポンプ類(制御盤含む)	ポンプ類(制御盤含む)	更新	オーバーホール	消耗品取り換え	A	A
回復	給排水衛生設備	給水設備	既存配管類	既存配管類	残置(必要個所のみ撤去)		全撤去	A	A
回復	給排水衛生設備	給水設備	配管類	配管類	鋼管	塩ビ管・一部鋼管	塩ビ以外の樹脂管	B	B
回復	給排水衛生設備	給湯設備	配管類	配管類	鋼管	耐熱塩ビ管	塩ビ以外の樹脂管	C	C
回復	給排水衛生設備	排水設備	屋内配管類	屋内配管類	配管・器具全更新	配管・器具部分更新	ポンプ・不具合補修	B	B

特別支援学校仕様水準 校舎 修繕(事後保全)

太字を適用する

機能	部位・部屋	構造・分類・対応	対象	整備レベル	整備レベル	整備レベル	今回	標準
				A	B	C		
回復	給排水衛生設備	排水設備	下水道接続時	既存配管残置		既存配管全撤去	A	A
回復	給排水衛生設備	排水設備	下水道接続時	浄化槽有効活用		浄化槽撤去	A	A
回復	給排水衛生設備	排水設備	屋外配管類	配管・器具全更新	配管・器具部分更新	ポンプ・不具合補修	A	A
回復	給排水衛生設備	ガス設備	器具類	器具更新	器具修繕	器具変更検討(安価)	C	C
回復	給排水衛生設備	ガス設備	配管類	配管・器具全更新	配管・器具部分更新	不具合補修	C	C
回復	給排水衛生設備	消火設備	消防配管類	スプリンクラー	屋内消火栓	消火器	B	B
回復	空調設備	冷暖房設備	機器・配管類	全体	一部(室単位)	なし	B	B
回復	空調設備	換気設備	換気方式	機械換気(窓換気扇)	機械換気(便所)	自然換気	C	C

特別支援学校仕様水準 体育館 新築

太字を適用する

機能	部位・部屋		構造・分類	対象	整備レベル	整備レベル	整備レベル	今回	標準
					A(高い)	B	C(低い)		
標準	躯体		構造	躯体	SRC・RC	S(鉄骨造)	W(木造)	C	C
標準	屋根・屋上		陸屋根	保護層	保護防水	露出防水		B	B
標準	屋根・屋上		陸屋根	防水層	高耐久性防水	一般耐久性防水		B	B
標準	屋根・屋上		勾配屋根	屋根葺材	ステンレス鋼板	ガルバリウム鋼板	普通鋼板(スチール)	B	B
標準	屋根・屋上		勾配屋根		瓦	スレート(コニアル)	アスファルトシングル	B	B
標準	外壁		仕上	躯体	金属系サイディング (アルミ、ステンレス)	金属系サイディング (ガルバリウム鋼板)	鋼板	B	B
標準	外壁		仕上	仕上	高耐塗装・射熱塗装	耐候性塗料	一般塗装・素地	B	B
標準	外部開口部			アルミサッシ	複層ガラスサッシ	一般サッシ		B	B
標準	内部	アリーナ	床	下地	鋼製床組	木床組		A	A
標準	内部	アリーナ	床	仕上	スポーツフロア床	複合フローリング		A	A
標準	内部	アリーナ	天井	仕上	軽量天井耐震天井	膜天井	木毛セメント板表し	C	C
標準	内部	アリーナ	壁	仕上	木板(腰壁までも含む)	化粧ボード	塗装・クロス	C	C
標準	内部	ステージ	床	下地	鋼製床組	木床組		B	B
標準	内部	ステージ	床	仕上	スポーツフロア床	複合フローリング	既存研磨・ウレタン塗装	B	B
標準	内部	ステージ	壁	仕上	木板(腰壁までも含む)	化粧ボード	塗装・クロス	A	A
標準	内部	廊下	床	下地	鋼製床組・置床	木床組・モルタル・シタダー	直貼	C	C
標準	内部	廊下	床	仕上	フローリング	機能性シート	一般シート・塗床	C	C
標準	内部	廊下	壁	仕上	木板(腰壁までも含む)	化粧ボード	塗装・クロス	C	C
標準	内部	廊下	天井	仕上	木質系・岩綿吸音板	化粧PB	直天・塗装	C	C
標準	内部	諸室他	床	下地	鋼製床組・置床	木床組・モルタル・シタダー	直貼	C	C
標準	内部	諸室他	床	仕上	フローリング	機能性シート	一般シート・塗床	C	C
標準	内部	諸室他	壁	仕上	木板(腰壁までも含む)	化粧ボード	塗装・クロス	C	C
標準	内部	諸室他	天井	仕上	木質系・岩綿吸音板	化粧PB	直天・塗装	C	C
標準	内部	便所	床	下地	鋼製床組	木床組・モルタル・シタダー	直貼	B	B
標準	内部	便所	床	仕上	フローリング	長尺シート		B	B
標準	内部	便所	壁	仕上	木板・化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装	B	B
標準	内部	便所	天井	仕上	化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装	B	B
標準	電気設備	受変電設備	受変電・幹線ケーブル	特高	特高	高圧	低圧	B	B
標準	電気設備	弱電設備	通信・放送・防犯警備等	特殊	特殊	一般	なし	B	B
標準	給排水衛生設備	給湯設備	給湯方式	中央方式	中央方式	局所式	なし(電気ポット)	C	C
標準	空調設備	冷暖房設備	熱源方式	方式検討(設置はしない)	方式検討(設置はしない)		検討しない	A	A
標準	空調設備	換気設備	換気方式	機械換気	機械換気		自然換気	C	C
付加	学習環境の向上	屋内走路 床	仕上	スポーツフロア床			一般塗装・素地	A	A
付加	学習環境の向上	屋内走路 天井	仕上	軽量天井耐震天井			木毛セメント板表し	C	C
付加	学習環境の向上	半屋外空間	ピロティ・大庇	設置			なし	A	A
付加	学習環境の向上		トイレドライ化	全体		一部	なし	A	A
付加	省エネルギー対応		屋上の断熱	全体		内断熱(スフ下・ウレタン25mm)	なし	C	C
付加	省エネルギー対応		外壁の断熱	外断熱パネル		内断熱(ウレタン50mm)	なし	C	C
付加	省エネルギー対応		開口部の断熱	Low-eガラス		一般複層ガラス・一部Low-eガラス	なし	C	C
付加	省エネルギー対応		LED照明	全体		一部	なし	A	A
付加	バリアフリー化		エレベーター設置	あり(1機/1校)			なし	C	C

特別支援学校仕様水準 体育館 新築

太字を適用する

機能	部位・部屋	構造・分類	対象	整備レベル	整備レベル	整備レベル	今回	標準
				A(高い)	B	C(低い)		
付加	バリアフリー化		多目的トイレ整備	各所	一部	なし	C	C
付加	バリアフリー化		スロープの設置	全体	一部	なし	B	B
付加	防災機能の強化		避難所運営スペース	専用室	兼用	なし	B	B
付加	防災機能の強化		ガラス飛散防止	合せガラス	フィルム(Low-eガラス部)	なし(強化ガラス)	C	C
付加	防災機能の強化		自家発電設備	あり(要検討)		なし	C	C
付加	メンテナンス性向上		1階水周り下ビット化	全体	一部	なし	A	A
付加	メンテナンス性向上		屋上階段設置	あり		なし	C	C
付加	メンテナンス性向上		PS・EPS・DS設置	あり	一部	なし	B	B

特別支援学校仕様水準 体育館 計画保全(20、40年毎)

太字を適用する

部位・部材仕様水準表		計画保全		特別支援学校		体育館			
機能	部位・部屋	構造・分類・対応	対象	整備レベル	整備レベル	整備レベル	今回	標準	
				A	B	C			
回復	屋根・屋上		改修範囲	全体	劣化部のみ	既存のまま	A	A	
回復	屋根・屋上	陸屋根	新規防水	保護防水	露出防水	保護塗装のみ	B	B	
回復	屋根・屋上	陸屋根	防水層	高耐久性防水	一般耐久性防水	保護塗装のみ	B	B	
回復	屋根・屋上	勾配屋根	工法	葺き替え	かぶせ工法 (荷重計算は必須)	部分補修、塗装	B	B	
回復	屋根・屋上	勾配屋根	屋根葺材	ステンレス鋼板	ガルバリウム鋼板	普通鋼板(スチール)	B	B	
回復	屋根・屋上			瓦	スレート(コロニアル)	アスファルトシングル	B	B	
回復	外壁	S・W	改修範囲	全体	一部	既存のまま	A	A	
回復	外壁	S・W	既存処理	全撤去、張替え	劣化部撤去、張替え	既存のまま	B	B	
回復	外壁	S・W	新規材料	金属系サイディング (アルミ、ステンレス)	金属系サイディング (ガルバリウム鋼板)	鋼板	B	B	
回復	外壁	S・W	塗装	高耐塗装・射熱塗装	耐候性塗料	既存のまま	B	B	
回復	外壁	RC・SRC	改修範囲	全体	一部	既存のまま	A	A	
回復	外壁	RC・SRC	既存塗膜処理	全撤去	脆弱部撤去	洗浄のみ	B	B	
回復	外壁	RC・SRC	新規仕上	高耐塗装・射熱塗装	防水形・弾性塗装	一般塗装・素地	B	B	
回復	外部開口部	アルミサッシ	改修範囲	全体	一部	既存のまま	A	A	
回復	外部開口部	アルミサッシ	工法	撤去工法	カバー工法	クリーニング・塗装	C	C	
回復	外部開口部	アルミサッシ	アルミサッシ	複層ガラスサッシ	一般サッシ	既存残置	C	C	
回復	外部開口部	アルミサッシ	ガラス	全更新	一部更新	クリーニングのみ	B	B	
回復	内部	アリーナ	床	改修範囲	全体	一部	なし	A	A
回復	内部	アリーナ	床	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	アリーナ	床	下地	鋼製床組	木床組	既存残置	C	C
回復	内部	アリーナ	床	仕上	スポーツフロア床	複合フローリング	既存研磨・ウレタン塗装	C	C
回復	内部	アリーナ	壁	改修範囲	全体	一部	なし	A	A
回復	内部	アリーナ	壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	アリーナ	壁	仕上		有孔合板＋塗装	既存塗装	C	C
回復	内部	アリーナ	天井	改修範囲	全体	一部	なし	C	C
回復	内部	アリーナ	天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	アリーナ	天井	仕上	軽量天井耐震天井	膜天井	木毛セメント板表し、既存残置	C	C
回復	内部	ステージ、計床	改修範囲	全体	一部	なし	A	A	
回復	内部	ステージ、計床	既存処理	仕上げ、下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C	
回復	内部	ステージ、計床	下地	鋼製床組	木床組	既存残置	C	C	
回復	内部	ステージ、計床	仕上	スポーツフロア床	複合フローリング	既存研磨・ウレタン塗装	C	C	
回復	内部	ステージ、計壁	改修範囲	全体	一部	なし	A	A	
回復	内部	ステージ、計壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C	
回復	内部	ステージ、計壁	仕上	木板	ボード＋塗装	塗装・クリーニングのみ	C	C	
回復	内部	ステージ、計天井	改修範囲	全体	一部	なし	C	C	
回復	内部	ステージ、計天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C	
回復	内部	ステージ、計天井	仕上	全体	化粧PB	直天・塗装	C	C	
回復	内部	便所	床	改修範囲	全体	一部	なし	B	B
回復	内部	便所	床	既存処理	下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	床	下地	鋼製床組	木床組・モルタル・シスター	直貼	C	C

特別支援学校仕様水準 体育館 計画保全(20、40年毎)

太字を適用する

機能	部位・部屋		構造・分類・対応	対象	整備レベル			今回	標準
					A	B	C		
回復	内部	便所	床	仕上	フローリング	シート	既存研磨・クリーニング	C	C
回復	内部	便所	壁	改修範囲	全体	一部	なし	B	B
回復	内部	便所	壁	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	壁	仕上	木板・化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装・クリーニングのみ	C	C
回復	内部	便所	天井	改修範囲	全体	一部	なし	C	C
回復	内部	便所	天井	既存処理	仕上・下地撤去	仕上撤去	既存残置	C	C
回復	内部	便所	天井	仕上	化粧ケイカル板	ボード+塗装	塗装・クリーニングのみ	C	C
回復	内部	間仕切		LGS	全更新・RC面新設	全撤去更新	部分撤去更新	C	C
回復	内部	間仕切		学校間仕切	全更新(木製)	全更新(規格品・在来)	部分更新	C	C
回復	内部	建具		学校間仕切	全更新	部分更新	塗装更新	C	C
回復	内部	その他		家具什器類	黒板・等全更新	黒板等一部更新	既存利用	C	C
回復	電気設備		受変電設備	受変電・幹線ケーブル	特高	高圧	低圧	B	B
回復	電気設備		電気設備	分電盤・配線	全更新	部分更新	不具合補修	A	A
回復	電気設備		弱電設備	通信・放送・テレビ・防犯警備等	特殊	一般	なし	A	A
付加	電気設備		省エネルギー対応	高効率照明(LED)	全体	一部	なし	A	A
付加	電気設備		省エネルギー対応	太陽光発電	あり(要検討)		なし	C	C
付加	電気設備		防災機能の強化	自家発電設備	あり(要検討)		なし	C	C

特別支援学校における冷暖房設備の設置

資料TM-1

(教育施設課)

○ 冷暖房設備を設置する

区	分	冷暖房設備	備	考	区	分	冷暖房設備	備	考
管 理 室 等	校 長 室	○			特 別 教 室 給 食 共 用 部 所 の 他	理 科 室 (準)	○		準備室を除く
	事 務 室	○				調 理 室	○		
	応 接 室	○				視 聴 覚 室	○		
	職 員 室	○				美 術 室	○		
	会 議 室	○				言 語 訓 練 室	○		
	印 刷 室					生 活 訓 練 室	○		
	休 養 室					機 能 訓 練 室	○		
	職 員 更 衣 室					プ レ イ ル ー ム	○		※1
	教 育 相 談 室	○				ク ー ル ダ ウ ン 室	○		
	行 動 観 察 室	○				図 書 室	○		
	保 護 者 控 室	○				生 徒 更 衣 室 (小 中)			
	看 護 師、医 療 的 ケ ア 室	○				パ ソ コ ン 室	○		
	介 助 員 室	○				生 徒 指 導 室	○		
	保 健 室	○				食 堂	○		
	教 材 室					厨 房	○		
	放 送 室					玄 關			
	倉 庫					生 徒 昇 降 所			
普 通 教 室	小 普通教室(便所有)	○			ス ロ ー プ				
	中 普通教室(便所無)	○			階 段				
高 特 別 等 教 室 部	高 普通教室	○			便 所				
	特 別	多 目 的 ホ ー ル	○			エ レ ベ ー タ ー			
		木 工 室 (木 材 加 工 室)	○			廊 下			
		組 立 作 業 室 (工 芸 室)	○			渡 り 廊 下			
		窯 業 室 (陶 芸 室)	○			駐 輪 場			
		印 刷 実 習 室	○			体 育 館	○		肢体のみ
		生 徒 更 衣 室							
		家 庭 科 室	○						
		音 楽 室	○						
		生 徒 昇 降 所							

※1 廊下一体型のプレイルームなど冷暖房設備の設置が適当でない諸室は設置しない。